

【不動産特定共同事業の変更認可申請に必要な書類】
(福岡県内における事務所の追加設置)

番号	書類の名称	概要
1	変更認可申請書 (様式第五号)	
2	事務所、政令使用人、業務管理者に関する事項 (様式第二号 第三面)	・業務管理者の登録番号は宅地建物取引士の登録番号となります。
3	業務管理者設置証明書 (様式第三号 添付資料(1))	
4	略歴書 (様式第三号の添付書類(3)-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法及び宅地建物取引業法に係る書式の略歴書では認められません。 ・政令で定める使用人(第3面)、業務管理者(第3面)が対象となります。 ・<u>住所欄には、住所及び本籍地を記入してください。(住所の後に本籍地を記入)。</u> ・職歴欄は現在の職歴に至るまで、兼職状況も含めて省略せず正確に記入してください(原則、就職、退職の年月日を記入)。 ・業務管理者は、職名に業務管理者及び略歴には業務管理者就任及び就任日を記入してください。
5	実務経験証明書 (様式第三号の添付書類(3)-3)	・該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
6	業務管理者資格届出書 (様式第三号の添付書類(3)-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「有効期間」も含めて必ず記入してください。 ・登録証明事業に応じた登録証の写し、宅建士証の写しも併せて添付してください。住所について書換えを行っている場合には、宅建士証の裏面の写しも添付をお願いします。

		<u>※業務管理者は申請業者において常勤の方に限ります。</u>
7	法人登記（履歴事項全部証明書）	・申請日前3カ月以内に発行したものを提出してください。
8	不動産特定共同事業に従事する者の名簿（県様式第1号）	・追加設置する事務所に従事する方について記入してください。
9	業務管理者の写真（県様式第2号）	・追加設置する事務所に従事する業務管理者について記入してください。

※各種申請書様式は下記のアドレスからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html（国土交通省 HP～不動産特定共同事業等について～）

※申請書、添付書類の様式には、記載要領のシートがありますのでご確認ください。

※上記以外にも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※提出部数は正本1部、副本5部（申請者控え1部を含む）。

※記入しない書面及び記入しない項目がある場合、必ず「該当なし」と記入してください。

※年月日はすべて記入してください。

※申請書類のあて名は下記のとおり記入してください。

福岡県知事 殿